

## 預金商品の概要 [財形預金]

平成25年2月18日現在

1. 商品名 (愛称)	財形年金預金
2. 販売対象	満55歳未満の勤労者の方
3. 期間	5年以上、定期的に積み立て
4. 預入	
(1) 預入方法	事業主が勤労者の給与・ボーナスから控除して預入する必要があります。
(2) 預入金額	1,000円以上
(3) 預入単位	1,000円単位
5. 払戻方法	6ヵ月以上、5年以内据置で、満60歳以降年金形式(5年以上20年以内)の受取が必要です。
6. 利息	
(1) 適用金利	固定金利 預入ごとにその預入日の預入期間に応じた店頭表示の利率を適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	年金支払開始日の3ヵ月前応当日を年金元金計算日とし、年金元金計算日より1年ごとに遡った応当日を特定日として、各特定日に預入日から2年を超えているものについて元金に組入れます。
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
(4) 税金	財形住宅と併せて元本合計550万円まで非課税扱いとなります。
7. 手数料	
8. 付加できる特約事項	
9. 目的外支払時の取扱い	年金受取以外の支払は原則として出来ません。 (目的外の払い出しでは、5年間にわたりさかのぼって20%課税となります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。)
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. その他参考となる事項	預入を中断した場合、中断期間が2年を超えると非課税扱いから課税扱となりますのでご留意下さい。 マル財扱いで勤労者お一人様1契約(財形住宅、一般財形との併用可)預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)